

ゆすはら地域おこし協力隊募集要項

(ミッション型：地域資源を活用して地産地消・外商につなげる人材)

高知県梼原町（ゆすはらちょう）は、町の面積の約 91%を森林が占め、日本三大カルストのひとつである四国カルストに抱かれた、自然豊かな山間の町です。

町内には、林業や農業をはじめ、地元の木材や加工品、伝統文化など、多様な地域資源が息づいています。こうした魅力を掘り起こし、磨き上げ、町内外に向けて戦略的に発信・展開していく「地域商社的な機能」は、今後の梼原町にとって重要な役割を担うと考えています。

また、太郎川公園において新たな「道の駅」整備も検討されており、地域資源の発信・販売・交流の拠点として期待が高まっています。

こうした動きを踏まえ、梼原町では現在、地域内の事業者や生産者と連携しながら、商品ブランディング、販路開拓、情報発信、関係人口の創出などに取り組む新たな人材を募集しています。

柔軟な発想と行動力を持ち、地域の可能性を引き出しながら、梼原町とともに挑戦していただける方のご応募をお待ちしています。

1. 募集人数 1名

2. 業務内容

一般社団法人ゆすはら雲の上観光協会に属し、梼原町の観光発展における必要な技術・梼原町の資源や製品の「商流づくり」を担うプレイヤーとして、地域の事業者や生産者と共に、新たな価値の創出に挑戦していただきます。

- (1) 梼原町の特産品（木材製品、農産品、加工食品など）の磨き上げと企画提案
- (2) 地域資源を活かした新商品開発やパッケージデザイン支援
- (3) EC サイト、ふるさと納税、展示会等での販売促進
- (4) 首都圏・都市圏への営業・マッチング活動（商談・PR）
- (5) 地域事業者や団体とのネットワーク構築
- (6) 情報発信（SNS、WEB 記事、映像など）
- (7) ゆすはらブランドの発信拠点づくり、地域内外の人材との交流創出

3. 募集対象

下記の（１）～（８）すべての要件を満たす方。

- (1) 年齢 20 以上 40 歳未満（令和 8 年 7 月 1 日の時点の年齢）
- (2) 3 大都市圏をはじめとする都市地域から梼原町に居住でき、梼原町に住民票を異動できる方

- (3) 普通自動車免許を取得している方
- (4) パソコンの一般的な操作ができる方（ワード、エクセル、インターネット）
- (5) 活動期間終了後も栲原町に定住、観光業に携わる意思のある方
- (6) 地域住民と協力しながら、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- (7) 町の条例及び規則等を厳守し、職務命令等に従う事ができる方。
- (8) 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方

※旅行業経験者、留学経験者優遇

4. 応募手続

- (1) 募集受付期間については、郵送又は持参により受け付けますが、随時募集・随時選考となり、募集人員に達した場合は、受付を終了いたしますので、事前に電話等にてご確認ください。また、提出いただいた応募書類の返還はできませんのでご了承ください。

- (2) 提出書類

ゆすはら地域おこし協力隊募集用紙

5. 選考

- (1) 第一次選考（書類）

書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

- (2) 第二次選考（面接）

第一次選考合格者を対象に第二次選考（面接）試験を行います。

日時及び会場等の詳細については、第一次選考結果の通知の際にお知らせいたします。なお、第二次選考（面接）試験に要する交通費及び宿泊費は個人負担となります。（やむを得ない理由の場合は、オンラインでの面接も可能です）

- (3) 最終選考結果の通知

最終選考結果の可否に関する通知書は随時文書で申込者に通知します。

※住民票の異動は必ず、最終結果の合格に関する通知日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動させると応募対象者でなくなり採用の取り消しとなる場合があります。

6. 採用予定日 随時

7. 勤務地 一般社団法人ゆすはら雲の上観光協会

8. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日 原則として週 38.75 時間もしくは週 5 日間
- (2) 勤務時間 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (1 日 7 時間 45 分労働)
※ただし、観光業に従事することとなるため、時間、休日についてはシフト管理等により別途協議し調整いたします。

9. 雇用形態及び期間

- (1) 梶原町長が「ゆすはら地域おこし協力隊」として委嘱します。
- (2) 雇用契約に関しては、町が業務委託契約を結ぶ「一般社団法人ゆすはら雲の上観光協会」との締結となります。
- (3) 任用期間は採用日から当該年度の 3 月 31 日までとします。
ただし、採用日から最長 3 年間まで延長することが出来ます。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した時などは、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

10. 報酬

報酬費等参考金額 年額 320～420 万円

年額のため任用を開始した日を基準日として月割・日割にて、調整します。

※ 詳細については、添付の総務省の地域おこし協力隊推進要綱を参照。

- (1) 報償費は、上記のとおり上限額の範囲内で、観光協会の規定に基づき支給します。
- (2) 特に専門性の高いスキルや豊富な社会経験を有する人材（高度専門人材）については、実績等を考慮し報償費を検討する場合があります。
- (3) 活動に必要な経費（旅費、消耗品、通信費、研修参加費等）は、梶原町の予算の範囲内で別途支給します。

11. 待遇及び福利厚生

- (1) 活動期間中の住居は町が用意し無償貸与します。ただし、光熱水費は自己負担とします。
- (2) 活動期間中、業務に使用するための自動車は公用車の利用が可能です。
ただし、私用利用はできません。梶原町での日常生活については自家用車が必要です。自家用車の持ち込みをお勧めいたします。
- (3) 活動期間中に必要な備品等については、無償貸与します。
- (4) 加入保険：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災
- (5) 業務に支障がなければ、兼業を認めます。(届出が必要です)